

(案)

**東浦町一般廃棄物処理基本計画**  
**(生活排水処理基本計画)**  
**(令和3年度～令和12年度)**

**東 浦 町**

# 目 次

<b>第1章 計画策定の基本的事項</b>	
<b>第1節 計画策定の趣旨</b> .....	1
<b>第2節 計画の期間及び位置付け</b> .....	1
1 計画期間 .....	1
2 計画の位置付け .....	1
<b>第3節 地域の概要</b>	
1 概要及び位置 .....	2
2 気候的特性 .....	2
3 人口及び世帯数 .....	3
4 産業の動向 .....	4
5 土地の利用状況 .....	4
6 住民意識調査 .....	5
<b>第2章 生活排水処理基本計画</b>	
<b>第1節 生活排水処理の状況</b>	
1 生活排水処理施設の現状 .....	6
2 公共下水道の普及状況 .....	7
3 合併処理浄化槽の普及状況 .....	7
4 生活排水処理率の状況 .....	8
<b>第2節 収集・運搬の状況</b>	
1 収集運搬体制 .....	8
2 し尿・浄化槽汚泥の収集実績 .....	9
3 処理施設の概要 .....	9
<b>第3節 生活排水処理の課題</b> .....	10
<b>第4節 生活排水処理に関する基本的事項</b>	
1 基本方針 .....	11
2 処理主体 .....	11
3 目標 .....	11
<b>第5節 生活排水処理対策</b>	
1 下水道整備の継続 .....	12
2 合併処理浄化槽への転換設置の促進 .....	14
3 浄化槽の適正処理の啓発 .....	14
4 し尿・汚泥の処理計画 .....	14
5 定期的な水質調査の実施 .....	14
6 環境教育等の推進 .....	15
7 広報・啓発活動 .....	15

# 第 1 章 計画策定の基本的事項

## 第 1 節 計画策定の趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものであり、本町における生活排水処理の現状把握及び将来予測等を踏まえ、長期的・総合的な観点から適正な生活排水の処理計画を定めるものです。

また、生活雑排水対策として、浄化槽や下水道等の各種生活排水処理施設整備事業との整合性を考慮するとともに、生活排水処理体系全体の調整を図り、処理方法等の施策を総合的に定めることを目的としています。

## 第 2 節 計画の期間及び位置付け

### 1 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とします。

なお、計画期間において、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合などには、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

### 2 計画の位置付け

一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画に基づき年度ごと収集運搬及び処理などの事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。

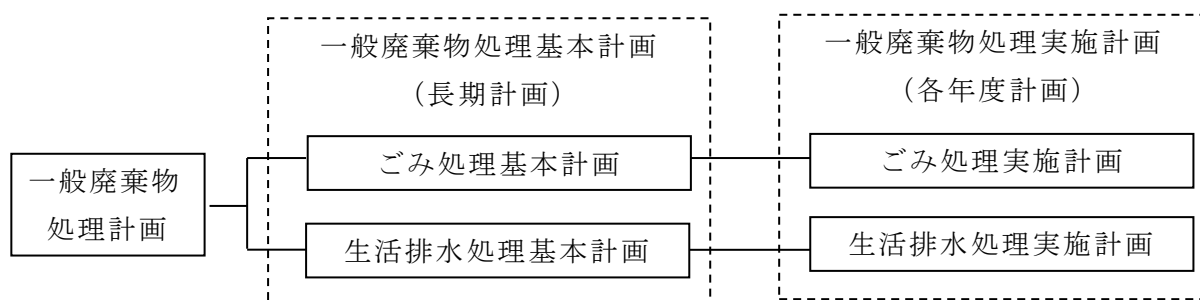


図 1 - 1 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づく計画です。また、上位計画である「第6次東浦町総合計画」（平成31年（2019年）3月策定）を踏まえ、「第3次東浦町の環境を守る基本計画」（令和3年（2021年）3月策定）との整合を図りつつ、生活排水の適正処理を推進していくための計画です。

また、本計画は、「生活排水処理基本計画策定指針」（平成2年10月8日付衛環第200号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に基づいて、策定するものです。

### 第3節 地域の概要

#### 1 概要及び位置

本町は、愛知県の知多半島北東部に位置し、衣浦湾の最奥に位置しています。東に尾張と三河をわける境川や衣浦湾を挟んで刈谷市、高浜市を対岸にのぞみ、南に半田市、阿久比町、西に東海市、知多市、北は大府市に接しています。

町は東部の低地と西部の丘陵地からなっていて、東部にはJR武豊線と国道366号、西部には名鉄河和線が通っています。

表1-1 町の位置・大きさ

町の位置（役場）	
東 経	136° 58′
北 緯	34° 58′

町の大きさ	
東 西	6.2 km
南 北	7.7 km
面 積	31.14k m <sup>2</sup>

資料：広報情報課



#### 2 気候的特性

本町の気温の概要は表1-2、降雨量の概要は表1-3のとおりで、令和元年の年間平均気温は約17℃、年間総雨量は約1,485mmとなっており、四季を通じて温和な気候となっています。

表 1 - 2 月別気温 (単位:℃)

年度		月別											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
昭和 63年	平均気温	5.1	3.7	8.3	14.2	18.8	23.1	25.3	28.2	24.8	17.5	9.9	7.5
	最低気温	-1.3	-0.2	1.0	3.8	8.5	16.8	19.9	22.7	19.0	12.2	4.8	2.0
平成 31年 ／ 令和 元年	平均気温	5.8	7.5	10.3	14.2	20.1	23.0	25.7	28.7	26.7	20.7	14.1	9.3
	最高気温	13.0	17.2	18.9	27.2	30.9	31.9	36.6	36.8	36.5	29.6	22.9	17.2
	最低気温	-1.3	-0.2	1.0	3.8	8.5	16.8	19.9	22.7	19.0	12.2	4.8	2.0

表 1 - 3 月別降雨量 (令和元年)

区分		月別											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
総雨量 (mm)		16.0	50.0	66.5	117.5	158.5	179.0	258.0	151.5	78.0	340.5	18.0	52.0
最多 雨量	日	31	28	10	30	21	27	4	16	4	12	22	22
	mm	15.0	27.5	30.0	35.0	87.5	60.5	42.0	43.5	47.0	134.5	4.5	17.5

資料:知多中部広域事務組合消防本部

### 3 人口及び世帯数

本町の人口・世帯数の推移は、表 1 - 4 のとおりで、人口は、令和元年度（2019 年度）末現在で 50,154 人となっており、概ね横ばいで推移しています。世帯数については、各年度において増加しています。

人口減少社会となるなか、今後、本町においても人口減少が進んでいくものと考えられます。

表 1 - 4 人口と世帯数の推移

各年度末現在 (単位:人)

項目 年度	世帯数	人 口			1 世帯 当たり人口
		総数	男	女	
H27	19,954	50,238	25,283	24,955	2.52
H28	20,224	50,419	25,396	25,023	2.49
H29	20,343	50,283	25,362	24,921	2.47
H30	20,453	50,045	25,222	24,823	2.45
R 1	20,719	50,154	25,291	24,863	2.42

資料:住民課

#### 4 産業の動向

本町における産業別事業所数及び従業者数は、表1-5のとおりです。

平成28年（2016年）における本町の総事業所数は1,391事業所、総従業者数は16,295人で、事業所数は「サービス業」が最も多く、「卸売業・小売業」、「製造業」、「建設業」の順となっています。また、従業者数においては「製造業」が最も多く、「サービス業」、「卸売業・小売業」と続き、第1次産業である「農林漁業」の割合が低いものとなっており、今後も同様の産業構造で推移していくものと考えられます。

表1-5 産業別事業所数、従業者数総数（経営組織）  
平成28年6月1日現在

産業分類	事業所（戸）	従業者（人）
総数	1,391	16,295
農林漁業	5	31
建設業	128	698
製造業	211	5,728
電気・ガス・熱供給・水道業	2	7
情報通信業	9	122
運輸・郵便業	32	597
卸売・小売業	335	3,248
金融・保険業	20	129
不動産・物品賃貸業	89	255
サービス業	560	5,480

資料：経済センサス-活動調査（5年ごとの調査）

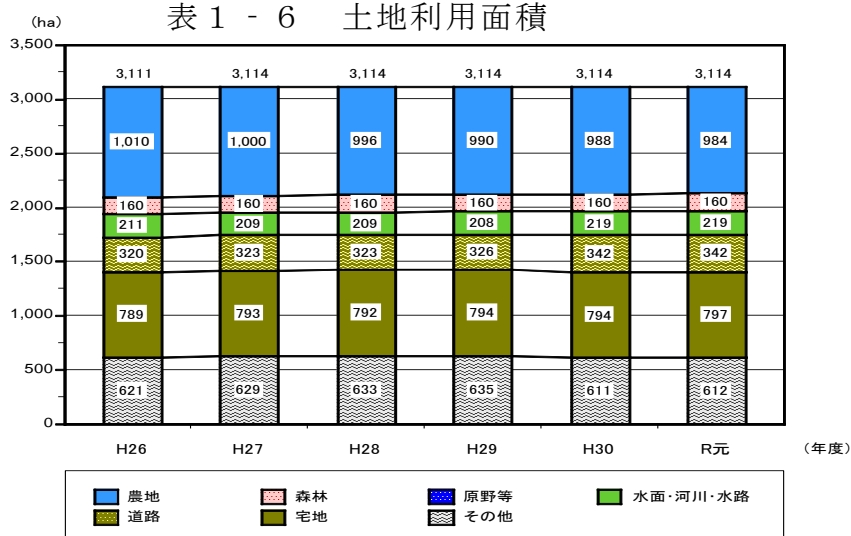
#### 5 土地の利用状況

土地利用状況は表1-6のとおりです。

本町の土地利用状況は、都市的土地利用である宅地が797ha（25.6%）、道路が342ha（11.0%）と微増しています。

また、自然的土地利用については、農地が984ha（31.6%）で減少傾向にあり、森林が160ha（5.1%）、水面・河川・水路が219ha（7.0%）は横ばいとなっているなど、緩やかながら都市化（宅地化）が進んでいるといえます。

表 1 - 6 土地利用面積



資料：土地に関する統計年報（愛知県）

## 6 住民意識調査

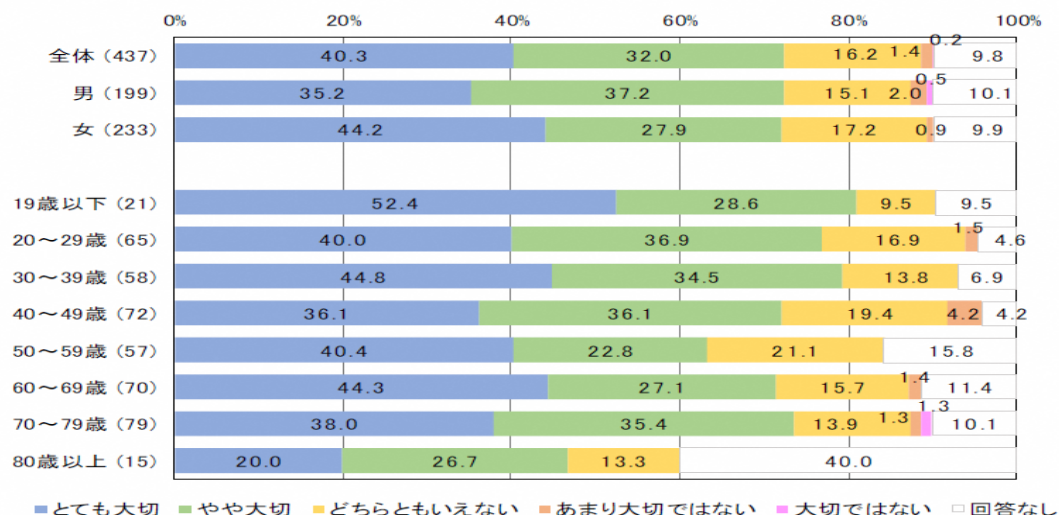
令和元年度（2019年度）に「東浦町の環境を守る基本計画アンケート調査」を実施しました。アンケート中の「河川やため池など水辺の保全・活用」についての回答では、「とても大切・やや大切」という回答が全体で72.3%という結果となりました。この結果から、水環境に対する関心度が高いことがわかります。

「東浦町の環境を守る基本計画アンケート調査」より抜粋

- 調査期間 令和元年（2019年）10月11日～10月29日
- 調査方法 調査票は郵送により配布回収、対象者による自己記入方式
- 調査対象 16歳以上の住民1,450人（住民基本台帳から無作為抽出）
- 有効回答数 437人（回収率30.1%）

### 質問 河川やため池など水辺の保全・活用

・「とても大切」（40.3%）、「やや大切」（32.0%）を合わせると72.3%となる。



## 第2章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の状況

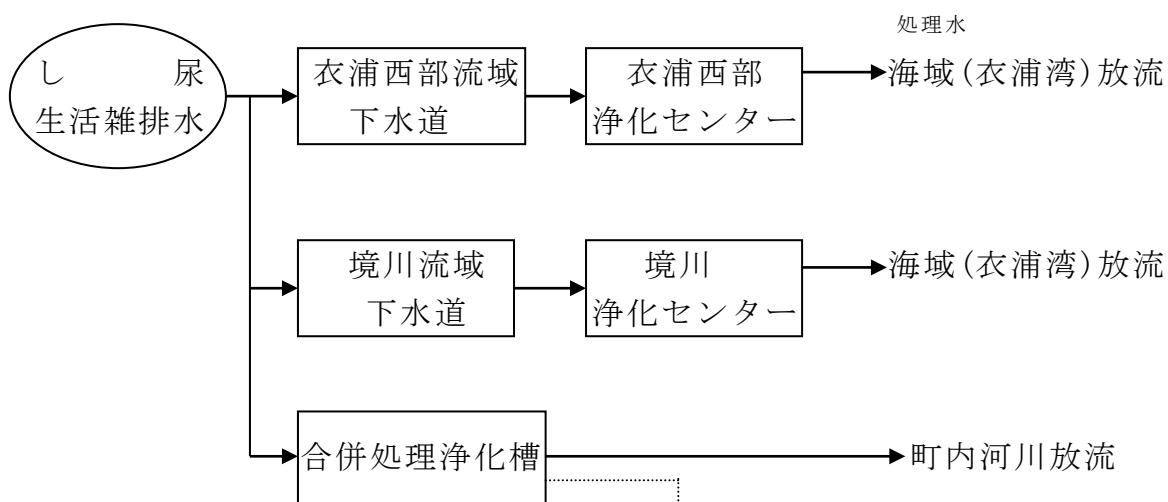
#### 1 生活排水処理施設の現状

本町で発生する生活排水の処理方法は、次のとおりです。

本町の生活排水は、衣浦西部流域と境川流域の2つの公共下水道と合併処理浄化槽で処理されています。

ただし、単独処理浄化槽やし尿くみ取り世帯の生活雑排水は、未処理のまま河川等に流されている状況です。

#### 【公共下水道、合併処理浄化槽世帯】



#### 【単独処理浄化槽、し尿くみ取り世帯】

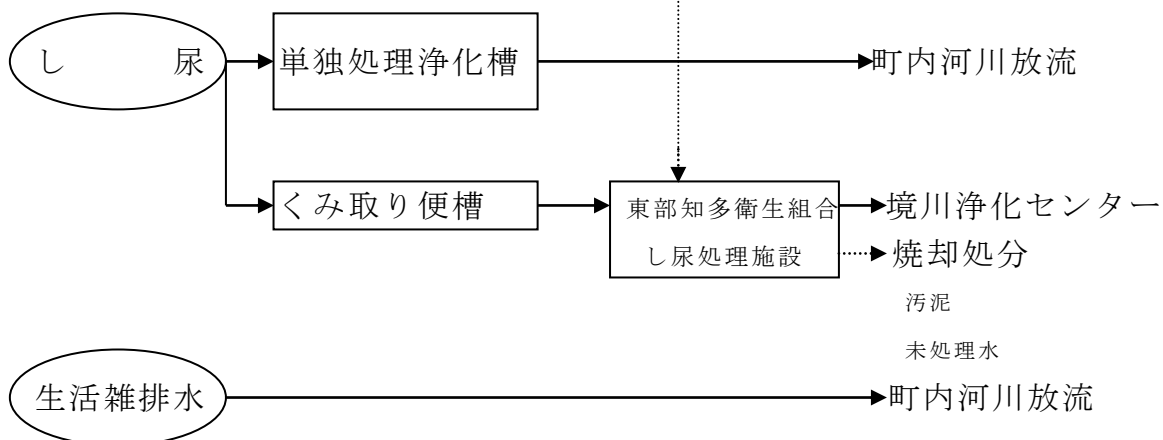


図2-1 し尿と生活雑排水の処理フロー



## 2 公共下水道の普及状況

本町の公共下水道は、境川流域下水道及び衣浦西部流域下水道の処理区域に含まれています。

境川流域下水道は、昭和 60 年度（1985 年度）に工事着手し、平成元年度（1989 年度）から供用開始されました。

また、衣浦西部流域下水道は、平成 6 年度（1994 年度）に工事に着手し、平成 9 年度（1997 年度）から供用開始されました。

表 2-1 公共下水道の普及状況 令和 2 年 4 月 1 日現在

処理区域	処理分区	行政区 域内人 口（人）	供用 開始 区域 面積 （ha）	供用開始 区域内人 口（外国 人含む） （人）	普及率 （%）	水洗化 人口 （人）	水洗化 率（%）
境川	森岡	7,841	95.0	6,715	85.6	6,660	99.2
	森岡第2	188	3.0	188	100.0	185	98.4
	森岡北部	0	2.0	0	0	0	0
	森岡南部	0	2.0	0	0	0	0
	緒川	8,530	131.4	6,493	76.1	6,151	94.7
	緒川東部	50	3.0	50	100.0	6	12.0
	小計	16,609	236.4	13,446	81.0	13,002	96.7
衣浦西部	緒川新田	8,035	95.2	6,241	77.7	6,204	99.4
	石浜	11,372	158.9	11,047	97.4	8,044	72.6
	生路北部	4,259	60.1	3,875	91.0	2,755	71.1
	生路南部	851	14.5	839	98.6	488	58.2
	藤江北部	6,714	89.0	6,345	94.5	4,362	68.7
	藤江南部	2,277	17.0	1,465	64.3	1,314	89.7
	藤江東部	37	0	0	0	0	0
	小計	33,545	434.7	29,839	89.0	23,167	77.6
合計	50,154	671.1	43,285	86.3	36,169	83.6	

資料：上下水道課

## 3 合併処理浄化槽の普及状況

合併処理浄化槽は、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と異なり、し尿と生活雑排水を併せて処理することができるため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進められています。

また、県は「愛知県生活排水に関する基本方針」及び「愛知県浄化槽指導要領」のもと、より一層の合併処理浄化槽の推進を図っています。

本町においても、合併処理浄化槽の家庭への普及のために、補助金制度を平成2年度（1990年度）から設けています。

対象は、下水道認可区域外で個人が所有する戸建て住宅で既存単独処理浄化槽又は既存くみ取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合において、一定の要件を満たした場合に設置費の助成を行っています。

#### 4 生活排水処理率の状況

令和元年度末現在の生活排水処理率（＝汚水処理人口普及率）は、表2-2に示すとおりで、90.3%です。

表2-2 生活排水処理率（令和元年度（2019年度）末現在）

[単位：人]

整備手法	町全域
公共下水道	43,285
合併処理浄化槽	1,980
単独処理浄化槽	4,519
し尿くみ取り	370
合 計	50,154
汚水処理人口	45,265
生活排水処理率（%）	90.3 %

資料：上下水道課

## 第2節 収集・運搬の状況

### 1 収集運搬体制

本町のし尿及び浄化槽汚泥の収集体制は、表2-3のとおりです。し尿の収集運搬は専門処理業者に委託しており、東部知多浄化センターへ搬入しています。

また、浄化槽汚泥は町の許可を有する浄化槽清掃及び一般廃棄物収集運搬業者が、東部知多浄化センターへ搬入しています。

表2-3 収集・運搬体制

し 尿	浄化槽汚泥
トーエイ株式会社	株式会社アグメント トーエイ株式会社 東邦清掃株式会社

資料：環境課

## 2 し尿・浄化槽汚泥の収集実績

本町における、し尿及び浄化槽汚泥の収集実績は、表2-4のとおりです。

収集量は、下水道の普及により、し尿及び浄化槽汚泥の収集量ともに減少傾向にあります。

また、令和元年度（2019年度）における収集実績は、浄化槽汚泥が全体の約9割を占めています。

表2-4 収集実績

(単位：kℓ)

年度	し尿	浄化槽汚泥	合計
H27年度	1,408.61	10,814.31	12,222.92
H28年度	1,271.83	10,431.85	11,703.68
H29年度	1,169.21	10,230.75	11,399.96
H30年度	1,141.47	10,037.46	11,178.93
R元年度	1,133.30	9,863.59	10,996.89

資料：環境課

## 3 処理施設の概要

町内で収集・運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、東部知多浄化センターで処理されています。

また、搬入されたし尿・浄化槽汚泥には、紙・布等の固形物が混入しているため、これを取り除き、生物処理と高度処理をした後、五ヶ村川へ放流しています。

なお、取り除いた固形物と生物処理・高度処理過程から発生する汚泥は脱水後、東部知多クリーンセンターで焼却しています。

表2-5 東部知多浄化センターの概要

令和2年4月1日現在

所在地	東浦町大字森岡字三洲道41番地
敷地面積	15,509.63 m <sup>2</sup>
延床面積	処理棟 3,757 m <sup>2</sup> 管理棟 794 m <sup>2</sup>
処理能力	200kℓ/日（し尿 45kℓ/日、浄化槽汚泥 155kℓ/日）

資料：東部知多衛生組合

### 第3節 生活排水処理の課題

生活排水処理率は、平成 27 年度（2015年度）では83.8%でしたが、令和元年度（2019年度）には90.3%となっており、生活排水の適正処理が進んでいます。

また、本町の生活排水処理率は、全国平均値及び愛知県平均値と同程度になっていますが、さらなる普及推進が必要です。その中でも、下水道の整備区域内での未接続世帯や、下水道の整備区域外における合併処理浄化槽への転換が必要となっています。

このような状況を踏まえ、生活排水の適正処理をさらに推進するための課題を以下に整理します。

- 下水道の整備済みの区域において、令和元年度末現在接続率が83.8%であり、未接続世帯が一定数あるため、下水道への接続や下水道の未整備区域の整備を推進する必要があります。
- 単独処理浄化槽を設置している世帯等は、既に水洗トイレによる利便性や快適性を享受しているため、家屋や設備の老朽化等の問題が生じない限り、工事に係る費用負担の問題などから、下水道への接続や合併処理浄化槽へ転換し、生活雑排水を適正に処理する意識が働きにくいのが現状です。このようなことから、水環境の保全に対する住民意識の向上を図るため、公共下水道整備計画区域外における既存の汲み取り便槽、単独処理浄化槽を使用している世帯に対し、合併処理浄化槽への転換の働きかけを行う必要があります。
- 公共用水域の水質を保全していくためには、住民や事業者が、浄化槽の定期的な清掃や保守点検を行い、水質汚濁や悪臭の苦情・公共用水域の汚濁・浄化機能の低下を招かないよう管理していくことが重要となります。

## 第4節 生活排水処理に関する基本的事項

### 1 基本方針

- (1) 下水道整備の推進及び合併処理浄化槽設置の促進をし、生活排水処理率の向上に努めます。
- (2) 下水道等の生活排水処理施設が整備・普及されていない区域においては、合併処理浄化槽の普及促進、設置済浄化槽の適正な維持管理等、生活雑排水対策を推進します。
- (3) し尿及び浄化槽汚泥については、適切に収集・運搬、処理・処分を実施します。

### 2 処理主体

生活排水の処理主体は、下記のとおりです。

生活排水処理の主体は今後も当面は、この形態を継続していくものとし、必要に応じて見直しを行います。

表2-6 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	町
合併浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設	し尿及び生活雑排水	東部知多衛生組合

### 3 目標

本町の生活排水処理率は、令和元年度（2019年度）末現在で90.3%となっています。

公共下水道の処理区域内人口については、表2-7のとおりであり、東浦公共下水道基本計画における令和7年度（2025年度）の目標値を令和元年度（2019年度）現在で既に達成している状況にあります。

また、東浦公共下水道基本計画において、令和7年度（2025年度）以降の公共下水道の供用面積と処理区域内人口の目標値が未設定であることから、本計画の最終年度である令和12年度（2030年度）の数値目標の設定は行わず、目標は「生活排水処理率のさらなる向上」と位置づけ、方向性を示すこととします。

表 2-7 公共下水道の供用面積と処理区域内人口

年度 \ 区分	現況（令和元年度）	目標（令和7年度）
供用面積	671.1ha	838ha
行政人口	50,154人	50,425人
処理区域内人口（供用開始）	43,285人	42,856人
水洗化人口	36,169人	35,999人

※目標（令和7年度）については、東浦公共下水道基本計画（H29.3改正）より  
資料：上下水道課

表 2-8 処理形態別人口実績

（単位：人）

処理形態別人口 \ 年度	現況 （令和元年度）
計画処理区域内人口 ①	50,154
水洗化・生活雑排水処理人口 ②	49,784
汚水処理人口 ③	45,265
下水道人口	43,285
合併処理浄化槽人口	1,980
水洗化・生活雑排水処理人口 （単独処理浄化槽）	4,519
非水洗化人口	370
水洗化率 ②÷①×100（%）	99.3%
生活排水処理率 ③÷①×100（%）	90.3%

資料：上下水道課、環境課

## 第5節 生活排水処理対策

### 1 下水道整備の継続

本町の生活排水処理率は、令和元年度（2019年度）末現在で90.3%となっていますが、愛知県全体の91.4%には達しておらず、普及率のさらなる向上が求められていることから、今後も計画的かつ効果的な下水道整備を推進していきます。また、下水道の供用開始区域内においては、速やかな下水道への接続を呼びかけていきます。

なお、整備区域の詳細については、図2-2のとおりです。

都市計画区域  
東浦町下水道計画図（污水）

都市計画決定（当初）昭和22年12月11日 東浦町告示第71号  
 （変更）平成21年9月11日 東浦町告示第49号  
 公共下水道事業計画認可（当初）昭和60年7月8日 昭令下水第2号の7  
 （変更）平成21年11月19日 昭下水第7号

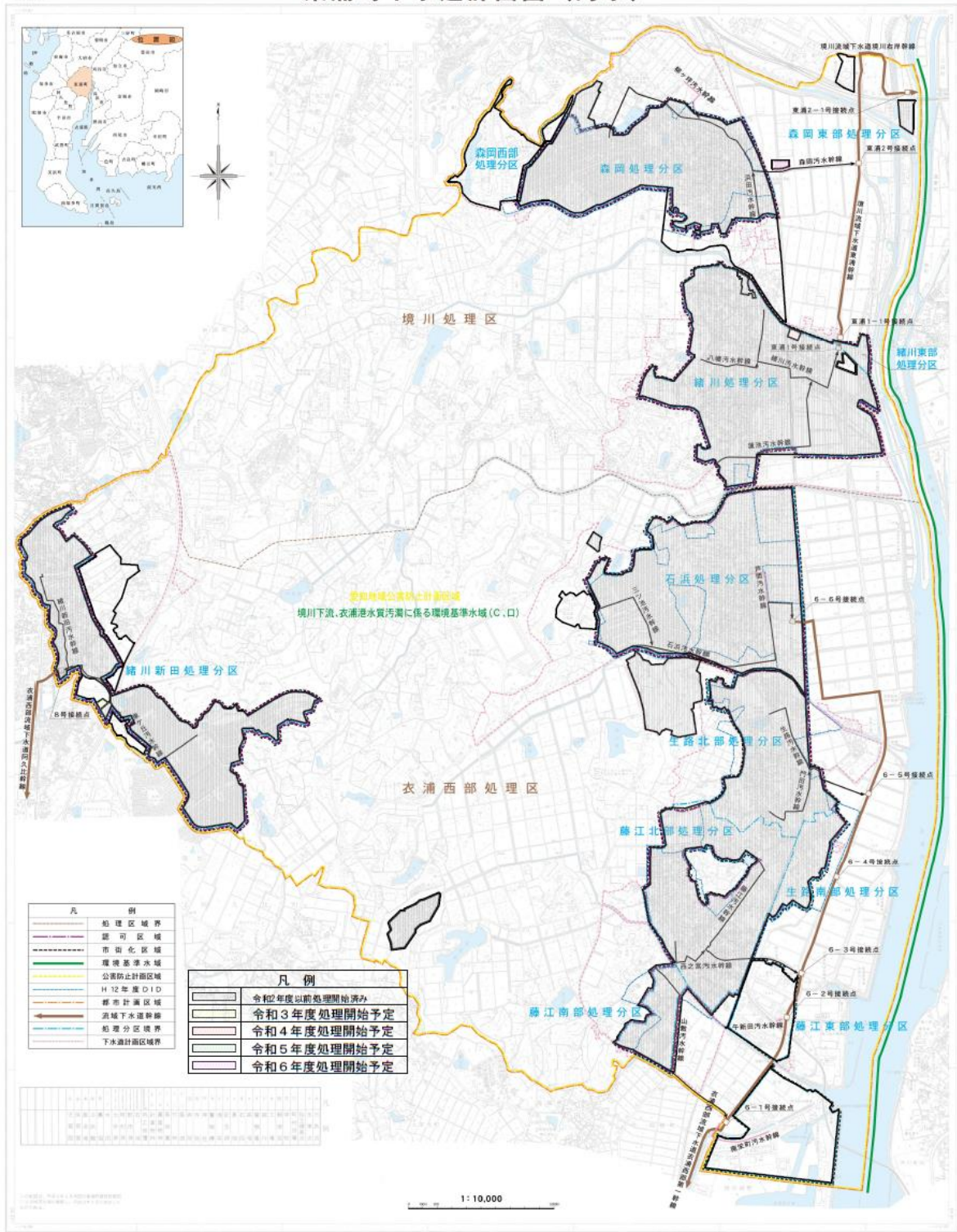


図 2-2 東浦町下水道計画図（污水）

資料：上下水道課

## 2 合併処理浄化槽への転換設置の促進

生活排水による公共用水域の水質汚濁防止及び水質改善のため、合併処理浄化槽への転換設置に対する補助事業を継続します。

公共下水道事業計画区域外については、合併処理浄化槽による処理を普及させるために、浄化槽の設置者に対し、広報紙、ホームページ等を活用し情報を発信することで、転換設置の促進を図ります。

## 3 浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽の適正な維持管理を促進するため、浄化槽の管理者に対しては、浄化槽法第7条及び第11条に基づく処理水質の法定検査のほか、第10条に基づく年1回の清掃及び定期的な保守点検が義務付けられています。

そのため、検査等の内容を浄化槽の管理者に対し、引き続き周知・啓発を行ってまいります。

## 4 し尿・汚泥の処理計画

### (1) 排出抑制計画

排出抑制については、下水道等の普及及び浄化槽等への雨水の混入による増量が生じないように管理を徹底し、し尿及び浄化槽汚泥の減量化を図っていくこととします。

### (2) 収集・運搬計画

今後も現行どおり、町内全域を対象に収集・運搬を行います。また、今後は、下水道の普及により、し尿・浄化槽汚泥が減少するため、随時収集量を把握し、収集体制について検討を行っていくこととします。

### (3) 中間処理計画

今後も現行どおり、東部知多浄化センターで収集・運搬されたし尿及び浄化槽汚泥に混入している紙・布等の固形を取り除き、生物処理と高度処理をした後、五ヶ村川へ放流する中間処理を行います。

### (4) 最終処分計画

今後も現行どおり、生物処理・高度処理過程から発生する汚泥は脱水後、東部知多クリーンセンターで焼却します。

## 5 定期的な水質調査の実施

町では年に2回定期的に、河川・ため池・排水路の水質調査を行っており、今後も継続的に実施します。

須賀川・豆搦川・明徳寺川・岡田川・境川は衣浦湾へ、鎌池川は阿久比川へ流入しており、水質を監視するため、河川14地点、ため池32地点、排水路6地点の計52地点で水質調査を実施しています。

なお、令和元年度における水質調査の結果は、一部の河川において、B



ODの数値が生活環境の保全に関する環境基準の基準値を超えているため、引き続き経過観察を実施していきます。

## **6 環境教育等の推進**

自然や水辺に生息する生物に直接ふれあうことのできる環境イベントの開催のほか、環境教育・環境学習の推進を図るため、今後も出前講座等を継続して実施します。

## **7 広報・啓発活動**

生活排水対策は、住民の理解と協力が必要不可欠であり、そのためには情報提供等により意識改革を図っていく必要があります。

本町では、生活排水クリーン推進員等の協力により、生活排水に関する情報発信や家庭での浄化方法等についての啓発活動を行っていきます。